

「学校防災・災害対応指針」の概要

はじめに

- ・本指針は、平成23年3月に発生した東日本大震災津波への対応を踏まえ、平成8年12月に策定された「学校の防災体制の充実に関する指針」を、地震・津波対策を中心として全面的に見直したものであること。
- ・主として、県立学校における防災体制・災害対応のあり方に関する基本的事項を取りまとめたものであるが、小中学校を対象に各市町村が当該市町村地域防災計画を踏まえた防災に関する計画及び防災対策マニュアル等を策定する際の参考にすること。

第1 組織・計画体制

1 学校保健安全法に基づく学校安全計画

学校保健安全法第27条に基づき策定している「学校安全計画」推進のために「学校安全委員会」等を設置している場合には、これを活用して、地域との連携を図る。

2 学校における防災に関する計画等

校長は、学校防災に関する組織及び対策、教職員の役割分担及び情報連絡体制、防災教育等に関する「学校防災に関する計画」を策定するとともに、災害が発生した場合に、児童生徒の安全を確保するとともに、学校に避難所が設置された場合の対応のため、保護者や地域との連携を図りながら、具体的な行動を想定して「学校防災・災害対応マニュアル」を策定する。

第2 情報・連絡体制

1 連絡体制の整備

校長は、児童生徒及び保護者との連絡体制及び教職員、教育委員会等関係機関との連絡体制を整備する。

2 教職員の参集体制の整備

校長は、岩手県災害対策本部規程等に定められている参集体制について、教職員に周知する。

3 所属校に参集できないやむを得ない事情を有する教職員の対応

災害発生時、所属校に参集できないやむを得ない事情がある場合には、校長に連絡の上、出勤可能な県立学校に参集することができるものである。

4 被害情報収集体制の整備

校長は、停電となる場合を想定した準備を行うとともに、校内の被害情報収集体制を整備する。

第3 児童生徒の安全確保対策

1 安全確保を図るための体制整備

校長は、児童生徒や来校者の安全確保のため、災害発生時に担うべき業務や役割分担等について教職員に周知する。

2 発災時別の対応

在校時、学校外の諸活動時、登下校時、在宅時及び保護者や地域の方々の来校時等発災時別に、教職員の行動を想定し、体制等を整備しておく。

3 保護者への児童生徒の引渡し

校長は、在校時に発災した場合の児童生徒の引渡しについて、災害の規模や状況等による対応を具体的に定め、保護者にあらかじめ周知する。

二次災害のおそれがある場合や津波警報が発表されている場合（津波被害が想定される地域の学校が対象）は、保護者への引渡しは行わず、学校管理の下で保護する。

4 学校施設・設備の保全対策

校長は、学校施設・設備の点検を定期的に行い、必要に応じて、教育委員会と調整しながら速やかに措置を講ずる。

第4 防災教育等のあり方

1 防災教育の実施

校長は、児童生徒一人ひとりが、災害発生時に的確に状況を把握し、主体的に適切な行動ができる能力や態度を養うため、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行う。

2 教職員に対する防災研修

校長は、教職員の防災教育・避難訓練に関する指導力や応急処置の技能の習得などの災害時における防災対応能力、応急処理能力を高めるため、教職員の研修を実施する。

3 地域・家庭と連携した防災訓練等の実施

校長は、発災時刻や学校の教育活動等の多様な場面を想定した防災訓練を積極的に計画し、実施に当たっては、PTAや地域住民の参加について配慮する。

第5 教育活動の再開への対応

1 第1ステージ

校長は、災害後における学校の早期再開を図るため、教育委員会と調整しながら、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定し、必要な準備を行った上で、応急教育を実施する。

2 第2ステージ

校長は、学校機能の早期回復を図るため、教育委員会と調整しながら、学校施設等の復旧整備や教職員の体制整備、児童生徒の心のサポート・ケア等を推進する。

3 第3ステージ

校長は、学校における教育環境の整備・充実により学校機能の正常化を図るため、教育委員会と調整しながら、児童生徒へのきめ細かな対応のための教職員体制の継続や児童生徒の心のサポート・ケアの充実等に取り組む。

4 被災した児童生徒の心のサポート・ケア

校長は、児童生徒の心身の状況把握のため、全職員体制で情報収集、整理に当たり、学校医や地域との関係機関、教育委員会等との連携を図り、児童生徒の心のサポート・ケアを推進する。

5 教職員に対する人的、制度的な支援

校長は、教育委員会と調整しながら、教職員の応援派遣、心のサポート・ケア、サービスや住居等、危機の状況に応じた支援を行う。

第6 避難所としての対応

1 避難所の指定

校長は、市町村長から避難所の指定要請があった場合には、教育委員会と協議する。

2 避難所としての施設の利用

避難所となる場合の学校施設の使用については、その機能を踏まえて判断する。

3 避難所の運営方針

校長は、学校が避難所として指定された場合、市町村の職員が配置されるまでの間、教職員が対応することを想定した体制等について整備する。

4 教職員の対応

教職員は、被害の状況を踏まえながら、校長の指揮監督の下、避難所の運営に協力する。

5 教職員の勤務体制と負担軽減への配慮

教職員の避難所業務への従事は、発災初期の緊急対応であることから、校長は、学校教育の早期再開に向け、教育委員会及び市町村長と協議する。

6 避難所が長期化した場合の対応

校長は、学校での授業再開に向け、教育委員会及び市町村長と協議する。

第7 その他

1 外部からの支援等への対応

企業やNPO等の他団体から物資等の支援の申し出があった場合には、校長は、学校の状況を勘案して受入れの可否を決定する。